

「流山市健康都市プログラム」（案）に係るパブリックコメント実施要領

1 目 的

この要領は、「流山市健康都市プログラム」を策定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその事案を公表し、市民等の意見を求め提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、プログラム策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

2 趣 旨

少子高齢社会を迎え、生涯のなかで健康に生活ができる健康寿命の延伸が自治体の共通の課題となっており、市民の健康を市政の柱として推進する健康都市の考え方は、ますます重要性を増しています。

平成20年に策定された流山市健康都市プログラムは、健康増進を従来のように保健・医療分野だけで推進するのではなく、環境・まちづくり・福祉・教育・地域社会・文化・スポーツなど、幅広い分野の参加と連携を通じて、都市全体で実現していくというWHO（世界保健機関）が提唱している健康都市の理念に基づいて、健康都市施策を推進し、流山市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進することを目的として策定されました。

今回新たに策定する流山市健康都市プログラムでは、流山市独自の課題や特徴を踏まえ、これまで実施してきた施策を健康施策として体系付けていくとともに、前回策定した流山市健康都市プログラムに掲げたリーディングプランや重点施策を振り返りながら、新たな流山市健康都市プログラムを策定するものです。

新たに策定する流山市健康都市プログラムの計画期間は流山市総合計画（20か年、平成12年度～平成31年度）の後期基本計画（10か年、平成22年度～平成31年度）と同期間とし、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

3 概 要

計画の構成は、次のとおりとなっています。

第1章 健康都市について

I 健康都市

- (1) 健康都市とは
- (2) WHOが提唱する「健康都市」と「健康都市連合」
- (3) 健康都市運動の歩み
- (4) 流山市における健康都市の歩み

コラム ぐりーんバス

II 健康都市としての流山市の特徴

- (1) 流山市の特徴
- (2) WHO健康の社会的決定要因
- (3) 流山市の現状と課題

コラム 食育の推進

第2章 流山市健康都市プログラムの体系

- (1) 流山市健康都市プログラムの基本理念
- (2) 流山市健康都市プログラムの見直しの方針
- (3) 流山市健康都市プログラムの位置付け
- (4) 流山市健康都市プログラムの計画期間

コラム 流山ロードレース大会

第3章 流山市の健康都市施策

- I 健康都市施策の柱
- II 健康都市施策の体系
- III 重点推進プラン
- IV リーディング事業
 - (1) 心と体を健やかに育むまちづくり
 - (2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり
 - (3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり
 - (4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり
 - (5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり
- V 重点施策
- VI ネットワーク推進プラン

コラム 流山市健康づくり推進員

第4章 健康都市施策の展開

健康都市施策の展開

- (1) 心と体を健やかに育むまちづくり
(保健分野) (医療分野)
- (2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり
(環境分野) (都市基盤分野) (安心・安全分野)
- (3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり
(福祉分野) (教育分野)
- (4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり
(地域社会分野) (文化・スポーツ分野)
- (5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり

(食育分野) (地産地消分野)
コラム 歯と口腔を健康に

第5章 資料

4 意見等を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

5 意見等募集期間

平成26年11月21日（金）から平成26年12月22日（月）必着

6 公表方法及び閲覧場所

広報ながれやま（平成26年11月21日号）及び市ホームページに掲載します。また、情報公開コーナー、社会福祉課、保健センター、各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、高齢者福祉センター森の俱乐部、市民活動推進センターでも閲覧することができます。

7 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式（市ホームページからダウンロードできます。）に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を持参ください。

お寄せいただいたご意見に対する市の考え方につきましては、広報ながれやま及び市ホームページで公表します。なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

8 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室

電話 04(7150)6079 FAX 04(7158)2727

電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp

別紙様式

「流山市健康都市プログラム」（案）に対する意見等について

(宛先) 流山市長

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

ご意見等

(編章又はページの箇所等を記載してください)

提出期限 平成26年12月22日（月）必着

提出方法

- (1) 直接持参 流山市役所第2庁舎1階 社会福祉課
(2) 郵送 〒270-0192 流山市平和台1-1-1
流山市役所 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
(3) F A X 04(7158)2727
(4) 電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp